

SAFE TABLE STATEMENTプロジェクト規約

令和7年4月1日

（名称）

第1条 このプロジェクトは、「SAFE TABLE STATEMENT～国産チキンの安全・健やか宣言～」と称する。

（目的）

第2条 本プロジェクトは、美味しさと安全をテーブルに届ける誓いとする自主取組宣言の理念を実現するために、生産者や食鳥処理事業者（以下「生産者等」という。）が、自らの衛生に関する取組を社会全体に向けて発信し、一体となって衛生管理水準の高位平準度化に取り組み、カンピロバクター食中毒予防に資することを目的とする。社会において、カンピロバクター対策が認知されることで、生産者等の衛生対策の取組が持続可能なものとなる環境を醸成することを目指す。

（実施内容）

第3条 本プロジェクトは、前条の目的を達成するため、次の取組を行う。

- （1）一般社団法人日本食鳥協会（以下「事務局」という。）は、本プロジェクトに参加する肉用鶏生産農場及び食鳥処理場等（以下「メンバー」という。）の自主取組宣言をとりまとめ、ポータルサイト上に掲載する。
- （2）事務局は、本プロジェクトに関して効果的な情報発信を行い、本プロジェクトの趣旨に賛同し、応援を表明する企業・団体等（以下「応援サポーター」という。）を集め、その企業・団体名をポータルサイト上に掲載する。
- （3）事務局は、メンバーによる衛生管理の取組や商品開発について取材し、優良事例として記事を作成し、ポータルサイトまたはメディアプラットフォームに掲載する。

（宣言メンバー）

第4条 事務局は、別に定める「国産チキンの安全・健やか宣言募集要領」に基づき、宣言メンバーの募集及び登録を行う。

（応援サポーター）

第5条 事務局は、別に定める「国産チキンの安全・健やか宣言 応援サポーター募集要領」に基づき、第2条の目的に賛同する企業を募集し、登録を行う。

（統一ロゴマーク）

第6条 本プロジェクトの認知度を高めるとともに参加者の連帯感を高めるため、統一ロゴマークを設ける。

2 宣言メンバー、応援サポーターは、第2条の目的を達するため、別に定める「SAFE TABLE STATEMENT」ロゴマーク利用規約」に従い、企業のホームページやイベントにおける掲示、SNSでの利用等、情報発信時において積極的に活用する。

（機密保持）

第7条 本プロジェクトの実施に当たり、事務局が収集した情報については、あらかじめ合意された場合を除き、第三者に開示、公表、漏洩等してはならない。

（個人情報の取扱）

第8条 事務局が入手した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）を遵守し、に基づき適切に管理する。

（規約の改正）

第9条 事務局は、必要に応じて本規約の改正を行うものとする。